

# 定 款

社会福祉法人 土佐希望の家

高知県南国市小籠107番地

電 話 088-863-2131

FAX 088-863-2133

# 社会福祉法人土佐希望の家 定款

## 第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複し、常時医学的管理を必要とする重度の障害児・者を主たる利用者として、利用者個人の尊厳及び権利を尊重し、良質な医療を提供するとともに豊かな暮らしを実現することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

●土佐希望の家 医療福祉センター

- (1) 第一種社会福祉事業  
障害児入所施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
  - ア 障害福祉サービス事業の経営
  - イ 障害児通所支援事業の経営
  - ウ 特定相談支援事業の経営
  - エ 障害児相談支援事業の経営

●幡多希望の家 医療福祉センター

- (1) 第一種社会福祉事業  
障害児入所施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
  - ア 障害福祉サービス事業の経営
  - イ 障害児通所支援事業の経営
  - ウ 特定相談支援事業の経営
  - エ 障害児相談支援事業の経営

2 前項に掲げるほか次の事業を行う。

- (1) 心身障害児・者を対象とする調査研究
- (2) 心身障害児・者福祉に関する活動への住民参加のための援助
- (3) その他この法人の目的達成に必要な事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人土佐希望の家という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を高知県南国市小籠107番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を高知県宿毛市平田町中山867番地に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会の構成員は別に定める評議員選任・解任委員会運営規則の定めるところによる。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第6条の2 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が600千円を超えない範囲で、別に定める役員等報酬規程の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事等の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数

をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

#### 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上13名以内で評議員数を下回る数
- (2) 監事 2名以上4名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、別に、全体を担当する常務理事（統括）、土佐を担当する常務理事（土佐）、幡多を担当する常務理事（幡多）を置く。

3 前項に規定する常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第16条の2 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他関係者がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(責任の免除)

第18条の2 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を

行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

#### (責任限定契約)

第18条の3 理事（理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任限定契約書などにおいてあらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

#### (役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。  
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。  
3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。  
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。  
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (職員)

第22条 この法人に、職員を置く。  
2 この法人が設置経営する土佐希望の家医療福祉センターのセンター長、施設長及び所長、幡多希望の家医療福祉センターの施設長（以下「センター長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。  
3 センター長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

#### (構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として決裁規程に定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。  
(1) この法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

#### (招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。  
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、副理事長が欠けたとき又は副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産、収益事業用財産及びその他財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

●土佐希望の家 医療福祉センター

高知県南国市小籠字佐波爲107番1他15筆所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート・ルーフィングぶき陸屋根2階建 療養介護事業所土佐希望の家等の建物1棟 (7,050.29㎡)

●幡多希望の家 医療福祉センター

ア. 高知県宿毛市平田町中山字大ホリ田867番地1、867番地6 宿毛市山奈町芳奈字稲干場3365番地1、3365番地2 宿毛市平田町中山字大ホリ田867番地6先に所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造 鋼板ぶき平家建  
幡多希望の家・幡多希望の家交流ホーム 1棟 (2,570.73㎡)

イ. 高知県宿毛市山奈町芳奈字稲干場3365番地1に所在の木造瓦ぶき平家建

幡多希望の家医師住宅 1棟 (100.16㎡)

ウ. 高知県宿毛市平田町中山字大ホリ田867番地6に所在の木造瓦ぶき平家建

幡多希望の家医師共同住宅 1棟 (121.67㎡)

エ. 高知県宿毛市平田町中山字大ホリ田867番地6に所在の鉄骨造、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

幡多希望の家プレハブ 1棟 (198.35㎡)

オ. 高知県宿毛市山奈町芳奈字稲干場3365番地2に所在の鉄骨造鋼板ぶき平家建

幡多希望の家福祉避難所 1棟 (194.98㎡)

カ. 高知県宿毛市平田町中山字大ホリ田867番地6、867番地1に所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

幡多希望の家多目的スペース 1棟 (89.43㎡)

(2) 土地

●土佐希望の家 医療福祉センター

療養介護事業所土佐希望の家等の敷地37筆 (13,480.35㎡)

ア 高知県南国市小籠字山の手 104番1 489.00㎡

イ " 104番2 489.00㎡

ウ 高知県南国市小籠字佐波爲 107番1 1,611.75㎡

エ " 107番5 12.59㎡

オ " 109番1 1,960.19㎡

カ " 109番3 9.58㎡

キ " 109番9 65.59㎡

ク " 109番11 18.10㎡

ケ " 109番12 318.90㎡

コ " 109番13 5.76㎡

サ " 128番1 132.00㎡

シ " 128番2 17.00㎡

ス " 128番8 28.00㎡

セ " 129番1 377.00㎡

ソ " 129番2 550.00㎡

タ " 129番3 1,496.00㎡

チ	〃	129番9	69.00㎡
ツ	〃	129番10	4.25㎡
テ	〃	129番11	6.79㎡
ト	〃	129番12	59.00㎡
ナ	〃	129番13	16.00㎡
ニ	〃	129番20	1,508.47㎡
ヌ	〃	129番22	8.82㎡
ネ	〃	129番24	47.04㎡
ノ	〃	129番26	49.56㎡
ハ	〃	129番28	16.67㎡
ヒ	〃	129番33	67.00㎡
フ	〃	129番34	5.77㎡
ヘ	〃	130番1	88.00㎡
ホ	〃	130番4	5.19㎡
マ	〃	130番5	13.00㎡
ミ	〃	130番6	4.09㎡
ム	〃	132番3	1,983.13㎡
メ	〃	132番7	16.78㎡
モ	〃	134番1	1,425.89㎡
ヤ	〃	139番1	239.02㎡
ユ	〃	139番3	266.42㎡

●幡多希望の家 医療福祉センター

- ア・高知県宿毛市平田町中山字ニカイ谷217番1 (122㎡)
- イ・高知県宿毛市平田町中山字大ホリ田867番1 (6,118.11㎡)
- ウ・高知県宿毛市平田町中山字大ホリ田867番6 (910.01㎡)
- 計 (7,150.12㎡)

- 3 収益事業用財産は、第35条の1第1項に掲げる事業の用に供する財産とする。
- 4 その他財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、高知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高知県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を南国市長に届けた場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく南国市長に届け出るものとする。

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第30条の1 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第35条の1 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- 土佐希望の家 医療福祉センター
  - (1) 障害児等療育支援事業
  - (2) 相談支援受託事業(医療的ケア児支援事業)
- 幡多希望の家 医療福祉センター
  - (1) 障害児等療育支援事業
  - (2) 相談支援受託事業
  - (3) 地域生活支援受託事業(日中一時支援事業)

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第八章 収益を目的とする事業

(種別)

第35条の2 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 所有する不動産を活用して行う貸地
- 2 前項の事業に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(収益の処分)

第35条の3 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

## 第九章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第十章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て高知県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知県知事に届け出なければならない。

## 第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人士佐希望の家の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。ただし、解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告する。

(顧問)

第40条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、評議員会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問の任期は、第19条第1項に規定する役員の任期と同じとする

4 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長 山崎 勲  
副理事長 吉浦 一雄  
同 中城 賢一  
理 事 島田 久  
同 下司 孝磨  
同 田所 宗一  
同 紫藤 貞美  
同 伊野部 淳吉

同 谷岡 康雄  
同 池川 順子  
同 末光 茂  
同 白石 一猪  
監 事 前田 正元  
同 大島 永弘

平成 2年 4月 11日 一部変更  
平成 2年 4月 25日 一部変更  
平成 3年 10月 4日 一部変更  
平成 4年 3月 17日 一部変更  
平成 5年 5月 29日 一部変更  
平成 6年 3月 26日 一部変更  
平成 9年 8月 23日 一部変更  
平成 11年 11月 20日 一部変更  
平成 12年 7月 21日 一部変更  
平成 13年 7月 2日 一部変更  
平成 13年 9月 3日 一部変更  
平成 14年 3月 14日 一部変更  
平成 15年 4月 1日 一部変更  
平成 15年 10月 15日 一部変更  
平成 16年 3月 29日 一部変更  
平成 17年 4月 18日 一部変更  
平成 17年 11月 21日 一部変更  
平成 18年 3月 24日 一部変更  
平成 18年 9月 29日 一部変更  
平成 18年 12月 25日 一部変更  
平成 19年 3月 22日 一部変更  
平成 19年 6月 22日 一部変更  
平成 21年 7月 13日 一部変更  
平成 21年 11月 11日 一部変更  
平成 22年 3月 31日 一部変更  
平成 24年 4月 1日 一部変更  
平成 24年 5月 28日 一部変更  
平成 25年 5月 27日 一部変更  
平成 26年 5月 26日 一部変更

#### 附 則

この定款は、平成 29年 4月 1日から実施する。

平成 30年 5月 10日 一部変更  
令和 元年 6月 16日 一部変更 (第 28条第 2項第 1号括弧書き)  
令和 元年 8月 5日 一部変更 (第 22条、第 24条、第 29条)  
令和 2年 3月 23日 一部変更 (第 28条 (変更)、第 30条の 1、第 35条の 1、第 35条の 2 (新設))  
令和 3年 9月 8日 一部変更 (第 28条)  
令和 3年 9月 15日 一部変更 (第 1条、第 6条)  
令和 4年 4月 1日 法人合併に伴う変更  
令和 5年 9月 1日 一部変更 (第 15条第 1項第 2号)  
令和 6年 5月 29日 一部変更 (第 1条、第八章 第 35条の 1)